

第 23 期  
大分海区漁業調整委員会  
第 9 回委員会

議 事 録

開催日時 令和 8 年 5 月 13 日(水) 14 時 30 分

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号  
大分県水産会館 5 階 研修室



第23期大分海区漁業調整委員会第9回委員会議事録

1. 開催日時 令和8年5月13日(水) 14時30分
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 渡 邊 英 敏  
阿 部 義 広  
濱 田 貴 史  
岡 崎 都  
桑 原 保 徳  
鳴 海 美 代  
本 庄 新  
阿 部 貴 史 (会長、議長)  
近 乗 美 信  
  
欠席委員 須 川 直 樹  
高 瀬 亮 子  
笛 吹 理 絵  
渡 邊 満 晴  
畠 中 順 子  
小 野 裕 佳  
  
事務局 平川事務局長、三ヶ尻事務局長、山田主幹、甲斐主任  
  
農林水産部 大塚審議監  
  
漁業管理課 利光主事  
  
臨席者 大分県南部振興局 原副主幹
4. 議事録署名委員 渡邊英敏委員、本庄委員
5. 協議事項及び審議の結果  
第1号議案 海区漁場計画の変更について  
審議の結果 異議のない旨答申することに決した  
第2号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間  
について

審議の結果	異議のない旨答申することにした
第3号議案	別府湾南部海域における「まきえ船釣り等」の承認について
審議の結果	原案のとおり承認した
第4号議案	大分海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について
審議の結果	原案のとおり承認した

## 6. 審議概要

事務局長	<p>ただいまより、第23期第9回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます事務局長の平川です。よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員15名中9名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、はじめに大塚農林水産部審議監からごあいさつを申し上げます。</p>
大塚審議監	(あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。大塚審議監につきましては、業務重複のためここで退席します。</p> <p>議事に入る前に、資料等の確認をいたします。先ほどの公聴会でご説明した通り本日の議案書はタブレットをご用意しております。その他に、遊漁の皆様へのパンフレット、全漁調連の会報をお配りしておりますので、お持ち帰りください。</p> <p>加えて、「職員出入り表」もお配りしておりますのでご覧ください。4月1日付けの人事異動で事務局の関係職員が1名異動しておりますので、自己紹介をさせていただきます。</p> <p>(事務局職員自己紹介)</p> <p>それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、阿部貴史会長に以後の議事進行をお願いします。</p>

議 長

議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。  
本庄委員と渡邊英敏委員にお願いします。

それでは議事に移ります。

第1号議案の「海区漁場計画の変更について」を審議します。  
事務局は提案理由を説明してください。

事務局長

議案書の3ページをご覧ください。漁業法第64条第8項において読み替えて準用する同条第4項の規定に基づき、知事から本委員会に対し意見を求められたものです。次のページが知事からの諮問文です。

次のページをご覧ください。養殖の区画漁業権について、変更2件、新規4件を設定するため、海区漁場計画を変更するものです。海区漁場計画とは、海区にどのような漁業権を設定するかを定めた計画のことで、漁業権を設定するにあたっては海区漁場計画に盛り込む必要があります。

2の「免許までの流れ」をご覧ください。令和8年の1月から2月にかけて、大分県漁業協同組合から海区漁場計画の変更について要望を受けました。本日の委員会でお示しする海区漁場計画の変更案を作成するにあたり、先月、関係機関との協議及び利害関係人の意見聴取としてのパブリックコメントを実施しました。その右の四角が本日の委員会です。知事からの諮問を受け、委員会より答申を出します。この意見を踏まえ、県が6月中に変更後の海区漁場計画を告示する予定です。その後、7月の1ヶ月間を申請期間とし、申請内容を審査した後、当委員会に対し申請者の適格性に関する意見を求められる予定です。そこで承認されれば、令和8年10月1日付での免許となります。免許までの流れは以上となります。

次の6ページをご覧ください。3 海区漁場計画の要件についてです。

漁業法第63条第1項において、海区漁場計画は「海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないこと」と規定されています。このため、海区漁場計画の内容が、関係法令との関係上支障がないものとなっているか確認するため、大分海上保安部、関係市町村、県港湾課・河川課・水産

振興課等に意見照会を行いました。いずれも「意見なし」との回答を得ております。

次に、4 利害関係人の意見聴取についてです。

漁業法第64条第1項の規定に基づき実施するもので、県が漁場計画の案を作成しようとするときは、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他利害関係人の意見を聴かなければならないとされています。

県ではパブリックコメントとして、令和8年4月3日から5月7日までの約1ヶ月間意見を募りましたが、意見の提出はありませんでした。

次の7ページをご覧ください。今回変更又は新規に設定する区画漁業権の概要について、漁場図を用いてご説明いたします。

まず、区第3541号の区画変更です。現行の漁場区域を青、変更後の漁場区域を赤で図示しています。現行の漁場区域でかき養殖業を営む漁業者から、経営規模の拡大を行いたいとして漁場区域の拡大の要望があったものです。

なお、赤色で示した今回拡大する箇所には豊海運（ゆたかかいうん）株式会社が所有していた栈橋が沈没しています。今回のかき養殖業は、フリップファーム方式というかきを収容するかごを水面に浮かべて養殖する方式ですので、海中に栈橋が沈没していても支障がないことを行使予定者に確認しています。また、この栈橋を残置することについては関係地区漁業者、豊海運（ゆたかかいうん）株式会社、海上保安庁との間で協議済みであり、この結果海上保安庁からは今回の海区漁場計画の変更について意見なしとして回答を受けています。

次の8ページをご覧ください。区第4334号の区画変更です。同様に、現行の漁場区域を青、変更後の漁場区域を赤で図示しています。現在、魚類養殖を行っている区画を整理・縮小し、その縮小した部分を後ほどご説明します区第4340号とし、その区画においてかき養殖を行いたいということで漁業者より要望があったものです。

次ページ以降の区第640号、第641号、第3341号、第4340号はいずれも漁業者より新規にかきの養殖を行いたい旨の要望を受けて区画漁業権を設定するものです。いずれも、新規に設定する区画漁業権漁場区域を赤で図示しています。

13ページをご覧ください。海区漁場計画の変更に関する告示案です。漢数字の一「海区漁場計画の変更内容」における全ての項目は「別表のとおり」としておりますので、後ほど別表にて確認します。

続いて漢数字の二「保全沿岸漁場に関する事項」は「該当なし」、漢数字の三「漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項」は赤枠の箇所にも本日の答申結果が記載されます。2の漁場図は「別図のとおり」となっておりますが、漁業管理課執務室にて縦覧に供することとしております。

次の14ページをご覧ください。漢数字四「免許予定日」は、令和8年10月1日としています。最後の漢数字五「四に係る申請期間」ですが、こちらは令和8年7月1日から8月1日の1ヶ月です。

次の15ページをご覧ください。先ほど「別表のとおり」とされていたものです。

一番先頭にある漁場計画番号区第3541号でご説明いたします。免許の内容たるべき事項についてですが、その中の一番左の「漁業の種類及び名称」は第1種区画漁業貝類養殖業です。「個別漁業権又は団体漁業権の別」は、団体漁業権です。「漁業時期」は、1月1日から12月31日までの周年です。「漁場の位置」は佐伯市大字片神浦（かたがみうら）の地先としています。

その右の欄「漁場の区域」ですが、「区域」としてイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域と表示しております。このイ、ロ、ハ、ニの各点は、基点1291号佐伯市大字片神浦字鱸浦（ふかうら）727番地地先の標識点から、「点」欄に表示していますように、点イであれば、この基点1291号から310度14分38秒220メートルの点というように見通し線や方位、距離で表示しています。点ロ、ハ、ニも同様に表しています。また、各点の位置については、参考値として緯度経度の座標も記載されております。

漁場の区域の右の欄にある「条件」は、「海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること」とし、海上交通への影響を防ぐための条件を付しています。

その右の欄の「関係地区」は、佐伯市大字片神浦としていま

す。

さらに右の欄の「存続期間」は、既存の区第3541号の存続期間に当たる令和10年8月31日までの期間としております。

なお、こちらの表の記載は、区第4334号以下すべて同様です。

区画漁業権の変更及び新設に伴う海区漁場計画の変更につきましては、以上です。なお、告示文案及び漁場計画中の細かい文言につきましては、今後字句の訂正の必要が生じた場合は、事務局において対応することについてご了承いただきたいと思います。

議長 事務局から説明がありましたが、第1号議案につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議長 他にご意見もないようですので、第1号議案「海区漁場計画の変更について」は原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議長 異議がないようですので、第1号議案については原案のとおり異議ない旨知事に答申することといたします。

続きまして、第2号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」を審議します。

事務局は提案理由を説明してください。

事務局長 議案書の19ページをご覧ください。

第2号議案「知事許可漁業の制限措置及び許可の申請期間並びに許可の有効期間について」です。令和8年度中に予定している短期許可及び許可の有効期間の満了に伴う許可の更新について、制限措置と申請期間を定める必要があるため、漁業法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

また、許可の有効期間を、大分県漁業調整規則第15条第1項で定める期間よりも短い期間で許可することについて、同じく読み替えて準用する法第46条第2項に基づき、同様に意見を求め

られているものです。

次の20ページが知事からの諮問文です。

次の21ページをご覧ください。1の「制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

この公示制度は、漁業の許可の申請を受け付ける前に、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することで許可手続きの透明化を図ることを目的としています。漁業法及び漁業調整規則の規定により、制限措置は、「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 ③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。

次に、「2 令和8年度中に公示する予定の漁業の概要」です。昨年度は、今期の委員会となって初めての諮問でしたので、公示時期に分けて諮問しておりましたが、今年度は2年目となりますので、昨年度と同等の内容で公示が予定されているものについてはまとめて諮問しています。ただし、表の上から2番目、小型機船底びき網漁業手繰第3種なまこけた網漁業のように、許可の有効期間の満了に伴う許可の更新については適時に諮問します。

それでは、本日公示について諮問する9種類の許可手続きについて、それぞれの漁業の概要を説明いたします。

はじめに、表の一番上「いか棒受け網漁業」です。これは、夜間、漁船に明かりを灯して海面を照らし、集まった魚介類を網ですくい取る漁法で、主な漁獲対象種は「いか」です。今回公示に至った背景は、県南地区の漁業者からの要望に伴うものです。要望書については後ほどご確認いただきます。公示の時期は、今年の6月上旬を予定しております。

続いて、上から2段目、「小型機船底びき網漁業手繰第3種なまこけた網漁業」について説明します。これは、「けた」と呼ばれる鉄製の枠のついた網を海底に沈め、当該漁具を曳航しなまこをとる漁業です。この漁業は、共同漁業権内の区域に限り操業するものです。現在の許可の有効期間が令和8年8月31日で満了することに伴い、公示を行うものです。

次に、上から3段目、「小型機船底びき網漁業手繰第3種貝けた網漁業」です。こちらも、「けた」と呼ばれる鉄製の枠のつ

た網を海底に沈め、当該漁具を曳航し魚介類をとる漁業で、主な漁獲対象種は、「かれい類やくるまえび等」です。

この漁業は、山口県、福岡県と海域を共有する周防灘において行うものであるため、毎年周防灘3県連合海区漁業調整委員会において、操業の開始時期を決定しております。今年度の委員会の開催は現在調整中ですが、当漁業の操業始期が決定した場合に、公示を行うものです。公示の時期は、周防灘3県連合海区漁業調整委員会の決定後となります。

続いて、上から4段目から6段目、山口県漁業者、宮崎県漁業者及び愛媛県漁業者が本県海域にて行うはえ縄漁業についてあわせて説明いたします。はえ縄漁業は、一本の幹縄（みきなわ）に針のついた枝縄（えだなわ）を一定間隔で取り付けた漁具で魚をとる漁法です。漁獲対象種は、山口県及び宮崎県漁業者は「ふぐ」、愛媛県漁業者は「たい、はも、ふぐ」です。

当漁業は、本県では昭和62年に許可漁業となりました。当時、他県の漁業者で、大分県海域で操業していた者に対しては、引き続き入漁を許可することとした経緯があり、それ以降山口県とは毎年覚書を締結して入漁許可を出しており、宮崎県漁業者に対してもこれに準じた取扱いをしております。今年も山口県との覚え書きが更新されれば、許可の有効期間の満了に伴い、公示を行うものです。

愛媛県漁業者については、愛媛県との覚え書きに基づき、相互に入漁しており、今年も例年どおり覚え書きが更新されれば、許可の有効期間満了に伴い、公示を行うものです。

はえ縄漁業の公示の時期は、いずれも9月中旬頃を予定しております。

続いて、宮崎県漁業者及び愛媛県漁業者が本県海域にて行う中型まき網漁業についてあわせて説明します。

この漁業は、集魚灯を用いて集めた魚群を帯状の網で取り囲んでとる漁業で、主な漁獲対象種は「いわし、あじ、さば」です。従来より、各県間との協定又は覚え書きに基づき、宮崎県及び愛媛県と相互に入漁しているもので、今年も例年どおり更新されれば、許可の有効期間満了に伴い、公示を行うものです。公示の時期は、いずれも9月中旬頃を予定しています。

最後に、山口県漁業者による小型機船底びき網漁業手繰第2種

こぎ網漁業についてです。この漁業は、海底に沈めた網を曳航し、魚介類を袋網に追い込んでとる漁業で、主な漁獲対象種は、表の中央列にありますとおり、「えび類、雑魚」です。

従来より、山口県との協定に基づき相互に入漁しているもので、今年も協定が更新されれば、許可の有効期間満了に伴い、公示を行うものです。公示の時期は、1月下旬頃を予定しております。

ここで、県外入漁について状況等をご説明します。次の22ページをお開きください。県外漁業者の入漁に関する具体的な取り決めは、各県間もしくは漁業者間において締結する協定又は覚え書きによって定めることとしております。各県間の協定等に関する協議の状況は次のとおりです。まず、山口県とは例年8月頃に開催している周防灘3県連合海区漁業調整委員会において、愛媛県とは例年9月頃に開催している豊予連合海区漁業調整委員会において、宮崎県とは、例年9月頃開催している大分・宮崎連合海区漁業調整委員会において、それぞれ協議が行われています。なお、宮崎県との協定は異議の申し出がない場合は1年間に限り自動更新されると規定されています。これまでのところ宮崎県とのトラブル等は確認されておりませんので、今後異議の申し出がなければ今年度の委員会は開催されません。現在の協定及び覚え書きにつきましては、後ほど制限措置の内容を説明する際に、あわせて確認します。

次に、現在の入漁の状況です。下の図をご覧ください。矢印の方向が入漁の方向を示し、各県との入漁の状況を表しています。山口県との小型機船底びき網漁業については、本県から14隻、山口県から57隻の相互入漁、ふぐはえ縄漁業については、山口県から6隻の一方入漁です。

愛媛県との中型まき網漁業については、本県から3隻、愛媛県から7隻の相互入漁、はえ縄漁業については、本県から5隻、愛媛県から3隻の相互入漁となっています。

宮崎県からの中型まき網漁業については、本県から3隻、宮崎県から9隻の相互入漁となっています。はえ縄漁業については、令和6年10月に行った許可では6隻の一方入漁となっていましたが、令和7年10月に当該許可を切り替えた際、入漁を希望する漁業者がおらず、現在入漁隻数は0隻となっています。

続いて、「3 本件公示の制限措置の内容」ですが、詳しくは実際の公示案により説明します。なお、申請期間はのちほど説明しますので、制限措置の内容に関する説明の際は申請期間の説明は一旦省略します。次の23ページをご覧ください。

はじめに、いか棒受け網漁業です。表右端の「申請期間」と表下の備考2「許可の有効期間」のみ今年度の内容に書き換えている他は、昨年度の内容から変更ありません。

表の説明ですが、漁業種類は「いか棒受け網漁業」です。「許可等をすべき船舶の数」は34隻であり、昨年度から変更ありません。なお、この船舶の数は毎年、県内で漁業調整を行い、その結果を受けて県に要望する隻数となっています。今年度の要望書は、24ページに添付しています。要望書の一番下に「許可要望隻数」があり、34隻となっています。

23ページにお戻りください。表の説明を続けます。その他の内容については変更なく、順番に確認しますと、「船舶の総トン数」は「5トン未満」、「推進機関の馬力数」は「定めなし」です。さらに右の欄の「操業区域」は、文言で表記するとこのとおりですが、26ページに図面を掲載していますのでご覧ください。こちらの図面は、佐伯市沿岸海域を示したものですが、共同漁業権の漁場区域を除いて斜線を引かれた海域が操業区域です。

表の説明に戻ります。23ページをお開きください。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は、要望に基づき「8月1日から9月30日まで」の2ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は、「佐伯市（弥生、本匠、宇目及び直川を除く）に住所を有する者」です。以上が、いか棒受け網漁業についての説明です。

27ページをご覧ください。「小型機船底びき網漁業手繰第3種なまこけた網漁業」です。令和8年8月31日に既存の許可が満了することに伴い、これまでの許可と同内容で制限措置を再度公示するものです。なまこは第1種共同漁業権の対象魚種ですので、漁業者は自らが組合員行使権を有する区域でそれぞれなまこけた網漁業を営むことになります。

今回公示する対象は、制限措置番号「2-6-2」から「2-6-6」です。いずれも制限措置に従前の許可から変更はありませんので、一番上の「2-6-2」を例に説明します。

表の左から3番目の欄、「許可等をすべき漁業者の数」は制限を設けないため「定めなし」、左から4番目の欄の「船舶の総トン数」は「3トン未満」、左から5番目の欄の「推進機関の馬力数」は制限を設けないため「定めなし」としています。その右の「操業区域」は「共第33号の共同漁業権の漁場区域内」です。漁業時期は、なまこの漁期である10月1日から翌年3月31日までの半年間です。その右の「漁業を営む者の資格」は、なまこが第1種共同漁業権魚種であることから、当該共同漁業権、すなわち共第33号の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者、となっています。なお、共第33号の漁場区域は28ページにありますとおり、佐伯湾の北西側になります。

以上が、小型機船底びき網漁業手繰第3種なまこけた網漁業の説明です。

続いて、小型機船底びき網漁業手繰第3種貝けた網漁業です。29ページをお開きください。

この漁業は、大分県海域のみで行うものと、大分県海域に加え周防灘3県の共通海域で行うものとで許可が異なります。こちらでも従来の許可から内容に変更ありませんので、上段の大分県海域のみで行うものを例に説明します。

表のいちばん左の欄の「番号」は、「2-2-2」です。その右の欄の「漁業種類」は、「手繰第3種貝けた網漁業（大分県専管海域）」です。

漁業種類の右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、「77隻」です。その右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン未満」、「推進機関の馬力数」は「48キロワット以下。旧漁船法の馬力数では15馬力以下」です。さらに、右の欄の「操業区域」は、文言で表記するところのとおりですが、31ページに図面を掲載していますのでご覧ください。豊前海の図ですが、斜線部が専管海域の操業区域です。

表の説明を続けますので、29ページにお戻りください。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「令和8年10月8日から令和8年11月9日まで」までの約1ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「中津市（三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。）、宇佐市（安心院町及び院内町を除く。）又は豊後高田市に住所を有する者であって、手繰第2種こ

ぎ網漁業の許可を有する者」です。

以上が、小型機船底びき網漁業手続第3種貝けた網漁業についての説明です。

続いて、「県外漁業者の行うはえ縄漁業」です。33ページをお開きください。こちらの漁業は、山口県・宮崎県・愛媛県からの入漁に関するものですが、いずれも制限措置に変更がありませんので、上段の山口県漁業者の許可を例に説明します。

表の左から3番目の欄からですが、「許可等をすべき漁業者の数」「船舶の総トン数」及び「推進機関の馬力数」は、制限を定めなため「定めなし」としてあります。さらに、右の欄の「操業区域」は、豊後水道の大分県海域で共同漁業権区域を除く海域となっています。

続いて「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「8月20日から翌年の3月31日まで」の約7ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「「豊後水道における山口県の大分県入漁の許可に関する覚書」に基づいて入漁する者」です。次の34ページをお開きください。山口県からの入漁に関する覚書です。第1条に入漁できる海域、第2条に許可を受けることのできる者の基準、第3条に許可の有効期間が定められています。次の35ページをお開きください。愛媛県との相互入漁に関する覚書です。第1条は漁業調整上の境界線を規定しており、36ページに図を掲載しております。図面の(1)から(5)の点を順に結んだ線が境界線であり、この線より大分県側であって、共同漁業権以外が操業区域となります。

33ページにお戻りください。表の2段目、宮崎県漁業者の行うふぐはえなわ漁業の「漁業を営む者の資格」について補足です。現在、宮崎県漁業者の行うふぐはえなわ漁業の入漁はありませんが、「漁業を営む者の資格」の1, 2にありますとおり、昭和62年当時にはえなわ漁業の許可を受け、かつ過去3年以内に大分県知事許可に基づく操業実績があった者が許可を受けることができます。過去3年間の操業実績が要件になりますので、令和7年許可の受有者がおらずとも、令和5年又は令和6年に操業実績があり、今年度の許可を受けることができるため、今年度も引き続き公示します。なお、このまま申請者がいなかった場合、3年後にはこの資格を満たす者がいなくなるため、その際は宮崎県

とこの制限措置の今後の扱いについて協議する予定です。

以上が、県外漁業者の行うはえ縄漁業です。

続いて、「県外漁業者の行う中型まき網漁業」です。37ページをお開きください。こちらでも従来の許可から内容に変更ありませんので、上段の宮崎県漁業者の許可を例に説明します。

まず、表の左から2番目の欄の「漁業種類」は、大分県では魚種を限定しておりますので、「いわし、あじ、さばまき網漁業」です。

漁業種類の右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、現在の協定に基づいた大臣枠隻数である3隻としています。その右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン以上15トン未満」、「推進機関の馬力数」は「定めなし」です。

その右の欄の「操業区域」は、文言で表記するところとおりですが、39ページに図面を掲載していますのでご覧ください。左の図で色をつけている部分が、いま説明している「5トン以上15トン未満」の操業区域です。右の図は、それより大きい船「15トン以上20トン未満」の操業区域図です。

表の説明を続けますので、37ページにお戻りください。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「12月1日から翌年の11月30日まで」の周年です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「宮崎県知事から中型まき網漁業の許可を受けた者であつて、「大分県・宮崎県入会海域におけるまき網漁業の操業に関する覚書」に参加する者」です。40ページに宮崎県との相互入会に関する協定書を掲載しておりますのでご覧ください。入会海域、統数、設備の制限等を定めています。また、42ページの覚書では、操業についての細かいルールを定めています。

愛媛県漁業者への許可についても、これまでと内容に変更はありませんが、1点補足して説明します。

37ページの最下段、愛媛県の許可をご覧ください。左から2番目の欄「許可等をすべき船舶の数」です。今回、昨年度の愛媛県からの要望数である7隻としております。今年の連調委において、これを上回る要望が出た場合は、再度委員会に諮問の上公示したいと考えますが、これを下回る要望が出た場合は、特に漁業調整上の支障もないと思われまますので、再度の諮問はせず公示したいと考えているため、これについてもご審議願います。また、

愛媛県との入漁に関する協定書を43ページに掲載しておりますのでご覧ください。漁業調整上の境界線、入漁海域、入漁統数等を定めています。

以上が、県外漁業者の行う中型まき網漁業です。

46ページをご覧ください。最後に、山口県漁業者の行う小型機船底びき網漁業です。

まず、表の左から2番目の欄の「漁業種類」は、「手繰第2種こぎ網漁業」で、右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、現行の協定に基づき「120隻」です。その右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン未満」、「推進機関の馬力数」は「48キロワット以下。旧漁船法の馬力数では15馬力以下」で従来どおりです。さらに右の欄の「操業区域」は、文言で表記するところとおりにありますが、49ページに図面を掲載していますので、そちらをご覧ください。

これは、周防灘三県に関する海域を示したもので、斜線を引いた区域が、福岡県・山口県・大分県の3県共通海域で、灰色で着色された区域が、今回公示する許可に関する大分県海域です。今回の大分県知事の許可により、山口県漁業者は灰色で着色された区域で引き続き操業できることとなります。

46ページにお戻りください。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は、従来どおり「4月1日から翌年の3月31日まで」の1年間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は、「山口県知事から小型機船底びき網漁業手繰第2種漁業の許可を受けた者であって、周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定により締結された山口県と大分県の間の入漁協定に基づいて入漁する者」です。この許可に関する協定を50ページに掲載しておりますのでご覧ください。こちらは、大分県・福岡県・山口県3県での合意事項であり、各県の管轄海域の区域、許可の操業区域等を定めています。52ページは区域を示す各点の位置を示す文言を記載しており、55ページは、大分県と山口県との合意内容となっています。

以上が、公示を予定している許可の制限措置の内容となります。

58ページをお開きください。「4公示の申請期間（予定）」です。まず、申請期間の設定に関する基本的な考え方をご説明し

ます。

許可する船舶や漁業者の数に上限を設ける場合は、大分県漁業調整規則第11条第2項に規定される原則の1ヶ月間を設定します。1ヶ月の申請期間をとると操業機会の喪失につながる場合など特別の理由がある場合は短縮することも可能ですが、今回は該当ありません。

一方、許可する船舶や漁業者の数に上限を設けない場合及び山口県の小型機船底びき網漁業を除いた県外漁業者の入漁は、公示の日から許可の有効期間はいつでも申請可能とする周年としています。

これを踏まえ、下の表をご覧ください。申請期間を1ヶ月間で設定するのは、いか棒受け網漁業が「令和8年6月1日から同年7月1日まで」、小型機船底びき網漁業手繰第3種貝けた網漁業が専管海域、共通海域ともに「令和8年8月25日から同年9月25日まで」、山口県漁業者の小型機船底びき網漁業が「令和9年2月1日から同年3月1日まで」です。その他は周年として設定します。申請期間については以上です。

次の59ページをお開きください。「5 許可の有効期間の短縮」について説明します。

知事許可漁業の許可の有効期間については、大分県漁業調整規則第15条第1項において、本日説明した漁業はいずれも5年間と規定されています。

一方、この期間については、同規則同条第2項により、本委員会の意見を聞いたうえで、漁業調整のため必要な限度において短縮することが可能とされています。

今回、小型機船底びき網漁業手繰第3種なまこけた網漁業及び小型機船底びき網漁業手繰第3種貝けた網漁業を除いた他の漁業について、次のとおり有効期間を短縮することを考えております。まず、①いか棒受け網漁業です。従来から、漁業調整上の問題がないかの確認が必要であることから、漁業時期のみ許可を行っているもので、漁業時期である2ヶ月間に短縮します。

次に、②他県から本県への入漁許可です。県外入漁については、いずれの漁業も、毎年漁業調整上の問題が無いかの確認が必要であり、関係する連合海区漁業調整委員会で協定及び覚書の内容について合意された後に許可の更新に至ることから、従来と同

様に1年間に短縮します。

小型機船底びき網漁業手繰第3種なまこけた網漁業は、従来から原則となる5年間に有効期間とした許可をしており、特定期間を短縮すべき理由がありませんので、短縮せず有効期間は5年間とします。

また、小型機船底びき網漁業手繰第3種貝けた網漁業の許可は、単独で許可するものではなく、既に豊前海を操業区域とする小型機船底びき網漁業手繰第2種こぎ網漁業の許可を有している漁業者に対し、当該許可に操業できる内容を追加する形で許可します。この許可を、変更の許可といいます。そのため、小型機船底びき網漁業手繰第3種貝けた網漁業については許可の有効期間の設定は行わず、元となる小型機船底びき網手繰第2種こぎ網漁業の許可の有効期間に準じます。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についての説明は以上です。

なお、今後行われる関係県との協議において、協定又は覚え書きの内容等に変更が生じ、許可の制限措置等に修正が必要となった場合は、改めて諮問させていただきます。以上です。

議長

事務局から説明がありましたが、第2号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

渡邊(英)委員

周防灘の件なのですが、山口県からの入漁が120隻とありますが、これが変わる予定というのではないの。実際的に今、資料には77隻とでていますが、山口県の隻数も同様にかなり減ってきているし、実際的に年配者というのが多いので、もう増えるということはないと思うんですが、そのへんの変更はないの。

事務局次長

今おっしゃっていた隻数というのは資料の55ページの入漁協定書の中に入っています。大分県、山口県とも120隻となっていますので、山口県と協議して隻数を決めていくこととなります。それをお互い減らすということでしょうか。

渡邊(英)委員

船がない。



次に、第3号議案の「別府湾南部海域における「まきえ船釣り等」の承認について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長

議案書の60ページをお開きください。

別府湾南部海域においては、令和8年6月1日から委員会指示により、まきえ船釣り等が禁止されるのに伴い、委員会告示第1項のただし書に基づく申請があったので、まきえ船釣り等の承認について審議をお願いするものです。

61ページをご覧ください。

3月13日に開催した第8回委員会でご審議いただき、3月27日に発出した委員会指示を載せています。第1項の2行目「ただし」以下にありますとおり、「委員会が承認した船舶を使用して行う場合は、この限りではない」としており、第2項以降に承認申請について記載されています。

63ページをご覧ください。

今回、各団体等から計275件の申請書が提出されております。これらすべての申請書について、船名など記載事項に不足がないこと、個人による申請については漁場利用協定を遵守する旨の誓約書が添付されていることを確認しております。なお、昨年度に比較しまして、16件減少となっております。

65ページをご覧ください。ここでは平成28年度からの年度別の承認実績の推移を載せていますが、一番下の総計欄に記載していますように承認件数は年々減少しており、令和7年度実績は312件で、平成28年度523件の約60%まで大きく減少しております。

ご参考のために、66ページに4月1日に調印された漁場利用協定の写しを載せております。

なお、今後行われる申請については、その都度内容を審査し、記載事項に不足がなければ承認することとし、承認結果を本委員会において報告させていただきます。以上で説明を終わります。

議長

事務局から説明がありましたが、第3号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

議 長 他にご意見もないようですので、第3号議案については原案のとおり申請を承認することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議 長 異議がないようですので、第3号議案については原案のとおり承認し、申請者に対して承認証を交付することといたします。  
次に、第4号議案の「大分海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について」を審議します。  
事務局は提案理由を説明してください。

事務局長 議案書の73ページをご覧ください。  
行政手続法の改正により、「大分海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程」を一部改正するものです。  
次の74ページをご覧ください。  
「1. 規程の内容」ですが、本規程は、漁業法および漁業法施行令に基づき処分を行う際に海区漁業調整委員会として意見の聴取を行う必要がある場合の手続きについて定めているものです。  
「2. 改正の概要」ですが、令和8年5月21日施行の行政手続法の改正に合わせて、本規程の一部を改正するものです。  
具体的には、「3. 改正の内容」に記載しておりますが、次の75ページの新旧対照表でご説明します。  
75ページをご覧ください。第4条について、改正行政手続法第15条第3項及び第4項に順じた内容に改正します。すなわち、「処分の名宛人が判明しない場合の手続き」について、これまでは当委員会事務局の事務所である大分県庁の掲示板に文書を掲示する方法で行っていましたが、当委員会のホームページに掲載するという方法を追加する内容に改正します。  
次の76ページをご覧ください。第5条については、当事者に関する記載を追加します。これは第4条の記載内容に合わせて改正するものです。  
次の第13条第3項については、改正行政手続法第22条第3項に順じて改正するものです。  
74ページにお戻りください。「4. 施行日」については、改正行政手続法の施行日である令和8年5月21日の予定としており

ます。

77ページをご覧ください。実際の告示案です。

こちらについては、法令担当課と協議中です。字句の修正など、内容の変更を伴わない軽微な修正については、事務局に一任いただくことをご了承いただきたいと思います。

78ページから80ページに行政手続法の新旧対照表を載せていますので参考までにご確認ください。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、第4号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

議 長 他にご意見もないようですので、第4号議案「大分海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について」は、原案のとおり承認することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議 長 異議がないようですので、第4号議案は原案のとおり承認することとします。

これで議案については全て終了しました。

次にその他の報告事項ですが、「地方自治法に基づくサイバーセキュリティを確保するための方針について」事務局から報告して下さい。

事務局長 それでは、議案書の81ページをご覧ください。

令和6年6月26日に公布された地方自治法の一部を改正する法律に基づき、普通地方公共団体の議会及び長その他の海区漁業調整委員会を含む執行機関は「サイバーセキュリティを確保するための方針」を定め、公表することが義務付けられました。

サイバーセキュリティとは、インターネットやコンピュータを安心して使い続けられるように、情報が外部に漏れたり、コンピュータウイルスなどに感染してデータが壊されたりしないように、必要な対策をすることです。

当委員会としても方針を定め公表する必要がありましたが、当

委員会については、大分県が方針として策定する「大分県情報セキュリティ基本方針に関する規程」の適用範囲に含まれることとなったので報告するものです。

次の８２ページをご覧ください。概要をまとめた資料です。

先ほど申し上げましたとおり、地方自治法の改正により、委員会を含む地方公共団体では、それぞれが管理する情報システムの利用に関する「サイバーセキュリティを確保するための方針」を定めて公表することが義務づけられました。

一方で、大分県では元々あった「大分県情報セキュリティ基本方針に関する規程」について、その内容を改定することで、法に基づく方針とすることとしています。

そこで、当委員会としての対応を検討しておりましたが、①委員会における資料の作成や情報管理等は、大分県職員である事務局が実施しており、委員会独自のネットワークなどの情報システムが存在しないこと、②総務省からの通知により、複数の執行機関で方針を共有することは可能とされていることから、委員会独自の方針を策定する必要はないと判断しました。

以上から、当委員会としては、大分県の「大分県情報セキュリティ基本方針に関する規程」の適用範囲に当委員会を追加してもらうことで対応しておりまして、すでに令和８年３月２日付で施行されています。

資料中段左側に県の規程に記述されている項目を列記しておりますが、第４条の適用範囲を右側に抜粋しておりますのでご確認ください。

ところで、「大分県情報セキュリティ基本方針に関する規程」は情報資産に対する脅威を定め、その脅威から情報資産を守るための情報セキュリティ対策の基本的な考え方を定めているもので、具体的な対策基準や実施手順については別途作成していますが、これらは公表するとサイバー攻撃の足掛かりとなる恐れがあるため非公開としております。

当委員会は公開を前提に開催しているため、具体的な対策基準等については議案資料につけておりませんが、なにとぞご了承いただきますようお願いいたします。

次の８３ページから８５ページに大分県情報セキュリティ基本方針に関する規程の全文を、８６ページと８７ページに総務省か

らの通知文を参考につけておりますのでご覧ください。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの報告にご質問はありませんか。

議 長 続いて、「特別職の常勤職員の給与等に関する条例等の一部改正について」事務局から報告して下さい。

事務局長 それでは、議案書の 88 ページをご覧ください。

令和 8 年 3 月 26 日付で「特別職の常勤職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」が成立し、海区漁業調整委員会の報酬等について定めている「各種委員会の委員の報酬及び費用弁償条例」の一部が改正されました。これにより、当委員会や連合海区漁業調整委員会等にかかる報酬額が改定されたのでご報告するものです。

次の 89 ページをご覧ください。改正の概要についてまとめた資料です。

1 の改正理由ですが、特別職の常勤職員である教育長について、大分県特別職報酬等審議会の答申、国及び大分県における一般職の職員並びに他の都道府県における特別職の常勤職員の水準や改定状況等を考慮し、給料月額を改定することになりました。

これに併せて、平成 22 年 4 月 1 日以降、報酬額が改定されていなかった海区漁業調整委員会委員等についても日額を改定することになったものです。

2 の改正内容ですが、点線赤枠内をご覧ください。海区漁業調整委員会等の報酬について定めている「各種委員会の委員の報酬及び費用弁償条例」の改正により、海区漁業調整委員会の日額報酬について、会長は、1, 100 円増の 31, 100 円、委員は、900 円増の 25, 500 円に改定されています。また、連合海区漁業調整委員会の日額報酬は 900 円増の 25, 500 円に改定されています。

なお、3 の施行日に記載のとおり、条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行されています。したがって、本日の委員会から報酬額が改定されることとなりますのでご承知おきください。

90ページから91ページに「各種委員会の委員の報酬及び費用弁償条例」の新旧対照表を、92ページから94ページに本条例の改正に関する大分県報の該当部分を載せていますので参考までにご覧ください。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの報告にご質問はありませんか。

議 長 これで本日予定していた議案、報告すべて終了しました。他に何かありませんか。

なければこれで委員会を終了します。

事務局長 皆様本日は誠にお疲れさまでした。ご報告ですが、3月13日に開催した第8回委員会で委員から「死んだ魚等を廃棄することについて」ご意見等があり、漁業管理課で確認して本日の委員会で回答する予定でした。水産庁へ確認しているところですが、国交省等との調整もあり時間を要しているようで、まだ回答をいただけていません。回答が届き次第ご報告させていただきますのでご了承ください。

なお、次の委員会は6月11日の午後2時半からを予定していますので、スケジュールの確保をお願いします。

これをもちまして委員会を閉会いたします。

以上、第23期大分海区漁業調整委員会第9回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和8年5月13日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員